

## 議案第 7 号

### 瑞穂町民会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

新庁舎建設事業に伴い、瑞穂町民会館を住民の利用に供することを一時停止するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

### 瑞穂町民会館条例の一部を改正する条例

瑞穂町民会館条例（昭和 43 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（町民会館の一時休館）

2 平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間、町民会館を休館とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

瑞穂町民会館条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第12条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、町民会館の開館の日から適用する。</p> <p><u>(町民会館の一時休館)</u></p> <p>2 <u>平成29年7月1日から平成31年6月30日までの間、町民会館を休館とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成29年7月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第12条 略</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、町民会館の開館の日から適用する。</p>